

市第120号議案

横浜市港湾施設条例の一部改正

横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第31条中「10年」を「30年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

港湾運営会社及び指定会社に対する港湾施設の貸付けの期間を30年以内に、及びその更新の期間の上限を30年に延長するため、横浜市港湾施設条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市港湾施設条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

（貸付期間）

第31条 前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）

の規定による貸付けの期間は、 $\frac{30\text{年}}{10\text{年}}$ 以内とする。

2 前項の期間は、必要に応じて更新することができる。ただし、

その期間は、更新のときから $\frac{30\text{年}}{10\text{年}}$ を超えることができない。